

株主のみなさまへ

大阪府中央区南船場一丁目13番27号



代表取締役社長 八百博徳

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年5月26日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年5月27日（金曜日）
午前10時30分（受付開始 午前9時45分）
 2. 場 所 大阪府中央区北浜東3番14号
「エル・おおさか」南館5階 南ホール
(前年とは会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、ご来場ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第33期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第33期（令和3年3月1日から令和4年2月28日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

以 上

- | |
|--|
| <p>※1. <u>新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主のみなさまにおかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。</u></p> <p>※2. <u>株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。</u></p> |
|--|

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.sk-japan.co.jp>）に掲載させていただきます。

決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご来場される株主様へのお願い】

1. 受付付近にアルコール消毒液を設置いたします。
2. ご来場の株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ「マスク着用・アルコール消毒液噴霧」などの感染予防にご協力いただきますようお願い申し上げます。
3. 受付で「検温」をさせていただき、高温の方や体調不良と見受けられる方等には、入場をお断りする場合がございますので予めご了承ください。
4. 会場内で「体調不良」とお見受けした方につきましても、運営スタッフがお声掛けさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
5. 会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる座席が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので予めご了承ください。
6. 株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間で行う予定であります。ご理解ならびにご協力をお願いいたします。
7. 株主総会の会場運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、「新型コロナウイルス感染者」の急増に伴う「緊急事態宣言」の断続的な発出にともない経済活動が制限される中で、昨年秋ごろには経済活動を段階的に再開する動きが見えていたものの、昨年末に発見された高い感染力を持つ新たな変異株の急拡大に伴い多くの地域で「まん延防止等重点措置」が適用されるなど依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループでは連結売上高6,498百万円（前期比21.3%増）、営業利益454百万円（前期比102.5%増）、経常利益471百万円（前期比104.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益334百万円（前期比17.2%増）と、売上・利益ともに前期実績を上回る結果になりました。

セグメントの概況は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業は、取引先店舗の来場者数の「回復」と「減少」の繰り返しが何度もあったものの、お菓子キャラクター「たべっ子どうぶつ」や「星のカービィ」等の定番キャラクターの受注が好調に推移した結果、売上高4,156百万円（前期比38.8%増）、営業利益329百万円（前期比78.0%増）と前期実績を上回りました。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業は、去年の社会現象ともいえた人気漫画「鬼滅の刃」がその反動もあり売上が大きく減少しましたが、お菓子キャラクター「たべっ子どうぶつ」や「トムとジェリー」商品と「バスボール（フィギュア入り入浴剤）」商品の販売が順調に推移した結果、売上高が

2,341百万円（前期比0.9%減）に留まったものの、オリジナル商品の売上構成比率が上昇し利益率が改善したことから営業利益は125百万円（前期比215.8%増）になりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました、当社グループの設備投資の総額は26百万円で、主なものは工具、器具および備品の取得25百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第30期 (平成31年2月期)	第31期 (令和2年2月期)	第32期 (令和3年2月期)	第33期 (当連結会計年度) (令和4年2月期)
売 上 高(百万円)	6,858	6,605	5,357	6,498
経 常 利 益(百万円)	792	611	230	471
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	690	527	285	334
1株当たり当期純利益(円)	82.66	63.04	33.81	40.56
総 資 産(百万円)	3,454	3,901	4,069	4,331
純 資 産(百万円)	2,837	3,318	3,559	3,735
1株当たり 純 資 産 額 (円)	339.65	394.82	421.76	452.57

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
SKJ USA, INC.	200千米ドル	100%	北米におけるプライズ商品 等の企画・販売
愛斯凱杰(北京) 文化伝播有限公司	4,500千元	100%	中国におけるプライズ商品 等の企画・販売

③ その他の重要な企業結合の状況

株式会社ラウンドワンは、当社の議決権を32.57%所有しており、当社は株式会社ラウンドワンの持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは『Dream for your life 人と社会の幸せのために、創造への挑戦を続けます』を経営理念とし、『子供から大人まで夢のあるキャラクター商品を人々の生活の中に提供したい』というスローガンを全社員に浸透させ、求められる商品力向上とサービスを提供し、お客様満足を高めることで個人と会社の成長を目指しています。

現在も新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い日常生活において様々な制約が課されているなか、急激な為替の変動やウクライナ侵攻による対ロシアへの経済制裁等の問題によって消費活動と企業活動に大きな影響が続いており、これからも厳しい経営環境は変わらないものと思われませんが、その様な情勢下だからこそ「夢のあるキャラクター商品を人々の生活にお届けする」為に、大きく変化する市場環境に合わせお客様が求めるキャラクターやブランドを的確に先読みし新たな販路開拓や商品化につなげる事が重要と考えております。加えて、企画・品質・価格を含めた商品力を上げることに全社を挙げて取り組み続けます。

また、新型コロナウイルスの感染予防策として企業に定着した「テレワーク」等の新たな就業形態についても情報漏洩対策等の情報管理を徹底した上で積極的に活用しながら労働生産性の更なる向上を目指します。

今後もお客様に支持されるオリジナル商品を増やし、メーカー機能を充実させることで事業規模拡大につなげてまいります。

セグメント別の対処すべき課題は次のとおりであります。

<キャラクターエンタテインメント事業>

キャラクターエンタテインメント事業におきましては、コロナ禍の中、日々変化するアミューズメント、カプセルトイ市場の環境に対応し、お客様に喜んでいただける商品企画を素早く提供することで既存キャラクターの収益安定化を図ると共に、多様化するキャラクターニーズを逸早く汲み取り独自性のある商品企画とスピード感をもって新規キャラクターの取得を行うことで売上の拡大に努めてまいります。

また社員のスキルアップに取り組むと同時に営業部門・商品部門の垣根を越えてそれぞれの業務を把握し効率化することでライセンス取得から商品発売までの期間短縮を図っていきます。

生産部門においては急激な為替の変動、生産国の人件費と物流費そして原材料費が高騰している状況から、組織力を活かして既存取引メーカーの選択

と集中を図るとともに新規メーカーの活用等によって高騰する生産コストの抑制と生産体制の更なる強化を図っていきます。

海外子会社事業においては、アメリカ、中国の商品ニーズを的確に把握し、ニーズに沿った既存キャラクターの商品企画と新規キャラクター獲得にも積極的に取り組み、現地のお客様に喜んでいただける企画商品を拡充することで売上の拡大に努めるとともに、現地の市場環境に合わせて事業体制の充実を図っていきます。

<キャラクター・ファンシー事業>

キャラクター・ファンシー事業におきましては、オリジナル商品の更なる拡充を図るべく、商品企画・デザインの体制を強化すると共に、バスボール商材のような商品カテゴリーの開発、新規キャラクターの取得にも積極的に取り組み、好調な「もちもちマスコット」シリーズにおいても人員を増やし企画開発の強化および新たな商品シリーズの開発に取り組んでまいります。

また販売面においてはこれまでキャラクター商品の取扱い実績の無い異業種も対象に販路拡充に努め、販売チャンネルの裾野を広げることにより売上の拡大に努めてまいります。

今後も引き続き収益性の改善を進めながら、営業力、商品力の向上およびマネジメント体制の強化に全力を挙げて取り組んでまいりますので、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年2月28日現在）

当社グループは当社および連結子会社であるSKJ USA, INC. および愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司によって構成されており、キャラクターのぬいぐるみ、キーホルダー・家庭雑貨・携帯電話アクセサリ、電子玩具等の企画・販売を行っております。

当社のうちキャラクターエンタテインメント事業はアミューズメント施設のオペレーター等を主な販売先としているのに対して、キャラクター・ファンシー事業はファンシーグッズ専門店や量販店を主な販売先としております。また、SKJ USA, INC.（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は北米におけるプライズ商品等の企画・販売を行っており、愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司（セグメント区分はキャラクターエンタテインメント事業）は中国におけるプライズ商品等の企画・販売を行っております。

(6) 主要な事業所（令和4年2月28日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
大 阪 本 社	大阪府中央区南船場一丁目13番27号 アイカビル6 F
東 京 本 社	東京都江東区東陽七丁目5番8号 東陽町MLプラザ3 F
福 岡 営 業 所	福岡市博多区比恵町3番17号 フェイズイン博多ビル3 F

② 子会社

名 称	所 在 地
SKJ USA, INC.	本 社：アメリカ合衆国カリフォルニア州
愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司	本 社：中華人民共和国北京市

(7) 使用人の状況（令和4年2月28日現在）

使 用 人 数	前連結会計年度末比較増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
111名	3名増	37.1歳	10.3年

(8) 主要な借入先の状況（令和4年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（令和4年2月28日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 8,490,103株 |
| (3) 株主数 | 4,719名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ラウンドワン	2,688千株	32.57%
久保泰子	400	4.85
久保千晶	400	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	387	4.70
鈴木康友	231	2.81
八百博徳	184	2.23
小沼滋紀	142	1.72
松田忠夫	126	1.53
日本証券金融株式会社	107	1.30
大村セラテック株式会社	65	0.79

(注) 持株比率は自己株式(236,909株)を控除した発行済株式の総数(8,253,194株)により算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
社外取締役と監査等委員を除く取締役	24,600株	2名
監査等委員を除く社外取締役	—	—
監査等委員である取締役	—	—

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告12ページ4.(4)「取締役の報酬等」に記載しております。
2. 令和3年5月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年6月24日付で取締役(社外取締役と監査等委員を除く)2名に対して自己株式24,600株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は令和3年4月14日開催の取締役会における決議に基づき、当事業年度中に以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| ① 取得の目的 | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため |
| ② 取得した株式の総数 | 普通株式 250,000株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 121,250千円 |
| ④ 取得方法 | 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け |

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状態

(1) 取締役の状態（令和4年2月28日現在）

地位	氏名	担当および重要な職の状況
代表取締役社長	や お ひろ のり 八 百 博 徳	SKJ USA, INC. 取締役社長 愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事長
専務取締役	まつ だ ただ お 松 田 忠 夫	愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事・総経理
取締役	た なか ひろ お 田 中 豊 生	至道法律事務所 パートナー
取締役 （常勤監査等委員）	おか ぎき えい いち 岡 崎 栄 一	愛斯凱杰（北京）文化伝播有限公司 監事
取締役 （監査等委員）	みや ひら たかし 宮 平 崇	株式会社Dreams 代表取締役
取締役 （監査等委員）	さ い けい こ 佐 井 恵 子	佐井司法書士法人 代表社員

- (注) 1. 令和3年5月28日開催の第32期定時株主総会において、田中 豊生氏が取締役に新たに就任いたしました。
2. 取締役田中 豊生氏ならびに取締役（監査等委員）宮平 崇氏および佐井 恵子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するために岡崎 栄一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（監査等委員）全員は、以下のとおり知見を有しております。
- 1) 取締役（常勤監査等委員）岡崎 栄一氏は、当社において管理全般の業務に従事し、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから、財務および会計に関する豊富な知見を有しております。
 - 2) 取締役（監査等委員）宮平 崇氏は、企業経営の観点および豊富な経験と幅広い知見を有しております。
 - 3) 取締役（監査等委員）佐井 恵子氏は、司法書士としての専門的な知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役田中 豊生氏および各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用の損害を填補することとしており、保険料については全額当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。また次回更新時には同内容で更新する予定であります。

(4) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬と期末に支給する賞与および企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての非金銭報酬等（株式報酬）により構成しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定に際しては、各職責の内容と具体的な成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定に関する事項

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬の決定方針については、各職責の内容と具体的な成果等も総合的に勘案した上で代表取締役および業務執行取締役において原案を作成し、取締役会にて決定しております。当事業年度においても代表取締役および業務執行取締役の原案について取締役会において決定方針との整合性等を多面的に検討し、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	79,976 (900)	63,200 (900)	8,640 (-)	- (-)	8,136 (-)	3 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	9,600 (4,320)	9,300 (4,320)	300 (-)	- (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	89,576 (5,220)	72,500 (5,220)	8,940 (-)	- (-)	8,136 (-)	6 (3)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役15,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は2名です。

また、上記報酬枠とは別枠で、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬として年額50,000千円以内（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の員数は2名です。

3. 監査等委員である取締役の金銭報酬限度額は、令和2年5月28日開催の第31期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役田中 豊生氏は、至道法律事務所 パートナーであります。当社と当該事務所には記載すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）宮平 崇氏は、株式会社Dreamsの代表取締役であります。当社と当該会社には記載すべき関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）佐井 恵子氏は、佐井司法書士法人の代表社員であります。当社と当該法人には記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田 中 豊 生	令和3年5月28日就任以降、当期開催の取締役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての豊富な法務知識と中小企業診断士としての企業経営の観点から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	宮 平 崇	当期開催の取締役会18回のうち17回、また監査等委員会9回のうち9回に出席し、取締役会において企業経営の観点および豊富な経験と幅広い識見を活かし議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、重要な協議や監査結果について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐 井 恵 子	当期開催の取締役会18回のうち18回、また監査等委員会9回のうち9回に出席し、取締役会において主に司法書士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べる等、議案審議について必要な発言を行いました。また、監査等委員会において、主に業務監査、会計監査について必要な発言を行いました。当該期待役割に沿った有益な助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人和宏事務所

(注)令和3年5月28日開催の第32期定時株主総会において、新たに監査法人和宏事務所が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

	監査法人和宏事務所	有限責任監査法人トーマツ
①当社が支払うべき報酬等の額	14,000千円	—
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円	—

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識にたち、行動指針を定め当社グループ役員全員への周知徹底を図ってまいります。
- ② 当社およびグループ各社は、全役員に対し定期的にコンプライアンス研修会を実施し、法令と社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施してまいります。
- ③ 当社が当社グループのコンプライアンス体制を統括し、子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行い、当社グループの法令等遵守体制の構築、維持、向上を推進します。また、法令および定款等に適合していることを認識するため、管理部長をコンプライアンス全体に関する総括責任者とし、定期的な監督・監査および適時な監督・監査を行ってまいります。
- ④ 取締役は、取締役会および日常業務を通じて、他の取締役および使用人の業務執行の監督を行ってまいります。
- ⑤ 取締役による職務の執行が法令・定款および社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員が取締役会に出席するとともに監査等委員会の定めた監査方針に基づき業務執行の監査を実施してまいります。
- ⑥ 取締役の適正な職務執行を図るため監査等委員である社外取締役を2名以上置き、公正な監査を確保します。
- ⑦ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 株主総会、取締役会、その他重要な会議の議事録、稟議書、ならびにこれらの関連資料を法令および規程に従い作成し、担当部署を設置し適切に保存・管理を行ってまいります。
- ② 経営および業務執行にかかわる重要な情報、決定事項、社内通達などは、所管部署で作成し、適切に保存・管理してまいります。
- ③ 取締役、監査等委員、会計監査人およびコンプライアンス担当者から要請があった場合には、速やかに当該書類を閲覧に供することとします。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社および当社子会社の経営環境、自然災害等、当社および当社子会社の経営ならびにステークホルダーに重要な影響をおよぼす恐れのある様々なリスクにつき、取締役会において定期的に討議することによりリスク低減に努めていきます。
- ② 当社グループの各部署においては、マニュアル・ガイドライン等を整備し、種々の教育活動を通して会社のリスク低減に努めていきます。
- ③ 当社および当社子会社は、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処していきます。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会規程に基づき、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、臨時取締役会を必要に応じて開催していきます。
- ② 取締役会は事業活動の報告を受ける中で、経営の意思決定、職務執行の監督管理状況の把握を行っていきます。その際には、十分かつ適切な情報が提供されるよう努めていきます。
- ③ 当社取締役会は当社グループ全体の経営計画を策定し、これを達成するため、グループ各社において各社経営計画を立案して、それぞれの各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、代表取締役は、その実現のために常勤取締役および役職員の具体的業務活動を統括していきます。
- ④ 当社の取締役会は、規程の見直しや業務特性に応じた組織のスリム化等を行い、取締役および役職者の職務権限と職務分掌を明確にして、職務執行の効率化を図るとともに、ITの適切な利用を通じて業務の改善に努めるものとし、当社子会社においてもこれに準拠した体制を構築させるものとし、

(5) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社および当社子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベルならびに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

(6) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社取締役から適時報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行っていきます。
- ② 当社の監査等委員会およびコンプライアンス担当者は、グループ全体の内部統制の有効性について監査を行っていきます。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、ならびにその使用人の他の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の職務を補助する専属の使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命および配置することができます。
- ② 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとします。
- ③ 監査等委員会補助者は監査等委員会の指揮命令下に置き、監査等委員会補助者の評価・人事異動等にあたっては、あらかじめ監査等委員会の意見を聴取してその意見を尊重するものとします。

(8) 当社および当社子会社の取締役および使用人、またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、定時取締役会および必要に応じて随時開催される臨時取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受けることとします。
- ② 当社グループの取締役は、法定の事項以外にも取締役の不法行為、法令・定款違反等重要な事項については、速やかに監査等委員会に報告を行うこととします。
- ③ 当社グループの内部通報に基づく通報を受けた場合、速やかに監査等委員会に報告を行うものとします。
- ④ 当社は、当社グループの役職員が、当社監査等委員会への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を定め、当社グループ内において周知徹底します。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、監査等委員会において他の監査等委員と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者および会計監査人との意見交換を定期的に行っていきます。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制を整備していきます。
- ② 会計監査人および内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができる体制を整備していきます。

(10) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合、当該請求が必要でないことを証明した場合を除いて速やかに当該費用の処理を行うものとします。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、全社員が「企業行動指針」に基づいて、法令遵守はもとより、社会規範を尊重し、良識ある企業活動の実践に努めております。
- (2) コンプライアンス・リスク管理に関しては、グループのコンプライアンス管理に関する統括組織である「コンプライアンス委員会」を開催し、グループ全体で想定される危機発生要因の整備を行ったほか、管理部長または監査等委員会に直接通報できる制度として内部通報制度を設け、調査および適切な処置の実行に備えております。
- (3) 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名（うち、社外取締役1名）および監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。取締役会は18回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。
- (4) 監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名を含む3名（うち、社外取締役2名）で構成されております。監査等委員会は9回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。また、監査等委員会は、取締役、内部監査室および会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、一定のROE（自己資本当期純利益率）の確保と株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、「安定」かつ「継続的」な配当を実施しております。内部留保については、極めて変化の激しいキャラクター業界の将来の備えとして優秀な人材の確保と新商品の開発投資等に活用しております。当期の配当につきましては、すでに実施いたしました中間配当金1株当たり4円に加え、期末配当金1株当たり5円を実施し、年間配当金を9円とすることを決定しました。

なお、期末配当金および剰余金の処分については、計算書類に係わる法定の監査を経て、取締役会で決定したのですが、当社は、剰余金の配当などについて会社法に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会によらず取締役会の決議による旨定款に定めています。

9. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(令和4年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,058,517	流 動 負 債	551,043
現金及び預金	2,790,672	買掛金	269,043
受取手形及び売掛金	687,122	未払金	105,821
電子記録債権	181,183	未払費用	30,339
棚卸資産	208,446	未払法人税等	75,551
その他	191,347	賞与引当金	22,680
貸倒引当金	△254	その他	47,607
固 定 資 産	272,808	固 定 負 債	45,169
有 形 固 定 資 産	19,724	執行役員退職慰労引当金	2,961
建物及び構築物	0	その他	42,208
その他	19,724	負 債 合 計	596,213
無 形 固 定 資 産	29,710	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	223,373	株 主 資 本	3,698,558
投資有価証券	73,661	資本金	461,997
破産更生債権等	771	資本剰余金	494,737
退職給付に係る資産	46,490	利益剰余金	2,852,326
繰延税金資産	91,113	自己株式	△110,502
その他	12,107	その他の包括利益累計額	36,554
貸倒引当金	△771	その他有価証券評価差額金	29,608
資 産 合 計	4,331,326	繰延ヘッジ損益	4,221
		為替換算調整勘定	2,724
		純 資 産 合 計	3,735,113
		負 債 純 資 産 合 計	4,331,326

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（令和3年3月1日から）
（令和4年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,498,672
売 上 原 価		4,516,668
売 上 総 利 益		1,982,004
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,527,157
営 業 利 益		454,847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,163	
為 替 差 益	5,091	
雇 用 調 整 助 成 金	9,165	
そ の 他	1,661	17,080
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	208	
そ の 他	4	213
経 常 利 益		471,714
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		471,714
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	85,366	
法 人 税 等 調 整 額	51,972	137,339
当 期 純 利 益		334,375
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		334,375

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	461,997	494,865	2,584,567	△19,043	3,522,387
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△66,616		△66,616
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			334,375		334,375
自 己 株 式 の 取 得				△121,260	△121,260
自 己 株 式 の 処 分				29,802	29,802
自 己 株 式 処 分 差 益		510			510
自 己 株 式 処 分 差 損		△639			△639
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△128	267,758	△91,458	176,171
当 期 末 残 高	461,997	494,737	2,852,326	△110,502	3,698,558

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	37,484	2,724	△2,953	37,255	3,559,643
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△66,616
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					334,375
自 己 株 式 の 取 得					△121,260
自 己 株 式 の 処 分					29,802
自 己 株 式 処 分 差 益					510
自 己 株 式 処 分 差 損					△639
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	△7,876	1,497	5,678	△701	△701
当 期 変 動 額 合 計	△7,876	1,497	5,678	△701	175,469
当 期 末 残 高	29,608	4,221	2,724	36,554	3,735,113

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和4年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,990,522	流動負債	547,188
現金及び預金	2,708,883	買掛金	268,523
受取手形	23,148	未払金	104,807
電子記録債権	181,183	未払費用	30,271
売掛金	696,764	未払法人税等	75,551
商品	190,388	前受金	14,381
前払費用	30,554	預り金	4,644
前渡金	143,531	賞与引当金	22,680
その他	16,322	その他	26,328
貸倒引当金	△254	固定負債	45,169
固定資産	344,883	執行役員退職慰労引当金	2,961
有形固定資産	19,538	その他	42,208
建物	0	負債合計	592,358
工具、器具及び備品	19,538	純資産の部	
無形固定資産	29,580	株主資本	3,709,217
ソフトウェア	25,970	資本金	461,997
その他	3,609	資本剰余金	494,737
投資その他の資産	295,764	資本準備金	492,935
投資有価証券	73,661	その他資本剰余金	1,801
関係会社株式	74,480	利益剰余金	2,862,985
前払年金費用	46,490	利益準備金	12,000
繰延税金資産	90,228	その他利益剰余金	2,850,985
その他	11,676	別途積立金	100,000
貸倒引当金	△771	繰越利益剰余金	2,750,985
資産合計	4,335,406	自己株式	△110,502
		評価・換算差額等	33,829
		その他有価証券評価差額金	29,608
		繰延ヘッジ損益	4,221
		純資産合計	3,743,047
		負債純資産合計	4,335,406

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,435,244
売 上 原 価		4,476,556
売 上 総 利 益		1,958,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,491,695
営 業 利 益		466,992
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	1,055	
為 替 差 益	4,885	
雇 用 調 整 助 成 金	9,165	
そ の 他	1,661	16,766
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	208	
そ の 他	4	213
経 常 利 益		483,545
税 引 前 当 期 純 利 益		483,545
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	85,366	
法 人 税 等 調 整 額	50,590	135,956
当 期 純 利 益		347,588

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和3年3月1日から
令和4年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自己株式
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	461,997	492,935	1,929	494,865	12,000	100,000	2,470,013	2,582,013	△19,043
当 期 変 動 額									
剰余金の配当							△66,616	△66,616	
当 期 純 利 益							347,588	347,588	
自己株式の取得									△121,260
自己株式の処分									29,802
自己株式処分差益			510	510					
自己株式処分差損			△639	△639					
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)									
当期変動額合計	—	—	△128	△128	—	—	280,972	280,972	△91,458
当 期 末 残 高	461,997	492,935	1,801	494,737	12,000	100,000	2,750,985	2,862,985	△110,502

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,519,833	37,484	2,724	40,209	3,560,042
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△66,616				△66,616
当 期 純 利 益	347,588				347,588
自己株式の取得	△121,260				△121,260
自己株式の処分	29,802				29,802
自己株式処分差益	510				510
自己株式処分差損	△639				△639
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純 額)		△7,876	1,497	△6,379	△6,379
当期変動額合計	189,384	△7,876	1,497	△6,379	183,005
当 期 末 残 高	3,709,217	29,608	4,221	33,829	3,743,047

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年4月26日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケイジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年4月26日

株式会社エスケイジャパン
取締役会 御中

監査法人和宏事務所
大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸 治
業務執行社員

代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケイジャパンの令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年3月1日から令和4年2月28日までの第33期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び従業員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年4月27日

株式会社エスケイジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 岡 崎 栄 一 ⑩

監 査 等 委 員 宮 平 崇 ⑩

監 査 等 委 員 佐 井 恵 子 ⑩

(注) 監査等委員 宮平 崇及び佐井 恵子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第14条</u></p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条の規定の削除及び変更後定款第14条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6ヶ月を経過した日、もしくは施行日から6ヶ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p>
(新設)	

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため2名増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>や お ひろ のり 八 百 博 徳 (昭和36年9月30日生)</p>	<p>平成3年3月 当社入社 平成4年5月 当社常務取締役 商品担当 平成21年9月 SKJ USA, INC. 取締役社長（現任） 平成24年3月 当社常務取締役 グループ統括 平成25年9月 当社代表取締役専務 平成26年4月 当社代表取締役社長（現任） 令和2年1月 愛ス凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事長（現任）</p>	184,056株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成3年の入社以来、主に商品企画に従事し、平成4年に常務取締役、平成25年に代表取締役専務を経て、平成26年から代表取締役社長として当社および当社グループの経営を担っており、代表取締役に相応しい豊富な経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者としてしました。</p>			
2	<p>まっ だ ただ お 松 田 忠 夫 (昭和29年8月7日生)</p>	<p>昭和53年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行 平成8年5月 同行夙川支店長 平成14年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 京都法人営業第3部長 平成17年12月 日本レイト株式会社常務取締役 平成21年5月 エムケイ株式会社専務取締役 平成25年12月 当社顧問 平成26年5月 当社常務取締役 経営戦略担当 平成28年5月 当社常務取締役 経営戦略・管理部門担当 平成29年4月 当社専務取締役 経営戦略・管理部門担当 令和元年5月 当社専務取締役（現任） 令和2年1月 愛ス凱杰（北京）文化伝播有限公司 董事・総経理（現任）</p>	126,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 平成25年に顧問として入社以来、平成26年に常務取締役、平成29年から専務取締役として主に経営戦略・管理部門に従事し、金融機関等他社での豊富な経験と実績および専門知識を有しており、取締役に相応しい経験と能力を有していることから引き続き取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	永立良平 (昭和48年2月26日生)	平成7年4月 当社入社 平成31年4月 当社執行役員 アミューズメント事業部長 (現任)	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 平成7年入社以来アミューズメント事業で多くの経験を重ね、平成31年からは執行役員 アミューズメント事業部長として事業部を統括し多くの業界知識と事業運営の経験を有していることから、その知見を当社経営に反映することで経営スピードがさらに向上すると判断し、新たに取締役候補者としました。		
4	本田一義 (昭和45年6月26日生)	平成8年1月 当社入社 平成31年4月 当社執行役員 キャラクター・ファンシー事業部長 (現任)	7,050株
	【取締役候補者とした理由】 平成8年入社以来キャラクター商品の物販事業で多くの経験を重ね、平成31年からは執行役員 キャラクター・ファンシー事業部長として事業部を統括し多くの業界知識と事業運営の経験を有していることから、その知見を当社経営に反映することで経営スピードがさらに向上すると判断し、新たに取締役候補者としました。		
※5	岡嶋孝 (昭和44年2月25日生)	平成11年1月 株式会社ラウンドワン入社 令和元年7月 同社運営企画本部 アミューズ企画部 部長 (現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 株式会社ラウンドワンにおいて長くアミューズメント施設運営に携わっており、施設運営の豊富な経験を有していることから、その知見を当社の経営に反映することで当社の経営戦略の質がさらに向上すると判断し、新たに社外取締役候補者としました。同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、選任後は当社の社外取締役として経営における重要事項の決定や業務執行の監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、社外取締役候補者であります。
3. 永立 良平氏、本田 一義氏および岡嶋 孝氏は新任候補者であります。
4. 岡嶋 孝氏は現在、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社ラウンドワンの業務執行者であります。
5. 岡嶋 孝氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
6. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要
 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、下記のとおり、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>おか ざき えい いち 岡 崎 栄 一 (昭和28年7月27日生)</p>	<p>昭和51年4月 住友ゴム工業株式会社入社 平成10年1月 同社スポーツ管理部長 平成12年6月 タカラスタンダード株式会社入社 平成21年4月 同社経理部長 平成25年8月 株式会社ライジングコーポレーション常勤監査役 平成28年4月 当社入社 管理部 部長 平成28年5月 当社管理部長 令和元年5月 当社常勤監査役 令和2年1月 愛斯凱杰(北京)文化伝播有限公司 監事(現任) 令和2年5月 当社取締役 常勤監査等委員(現任)</p>	4,600株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 平成28年入社以来、管理全般の業務に携わり、他社においても長年にわたり経理業務の経験を有することから財務および会計に関する豊富な知見を持ち、令和元年からは常勤監査役、令和2年からは取締役常勤監査等委員として従事しており、引き続き監査等委員である取締役として客観的な立場で業務執行に対する監査・監督の職責を果たすことができる人材と判断し、監査等委員である取締役候補者としました。</p>			
※2	<p>しの はら こう じ 篠 原 耕 治 (昭和32年1月23日生)</p>	<p>昭和54年4月 日産自動車株式会社入社 平成13年4月 大阪日産モーター株式会社常務取締役 平成17年4月 日産特販株式会社執行役員 平成22年7月 日産フリート株式会社常務取締役 平成23年4月 日産自動車販売株式会社常務取締役 平成29年4月 同社タクシー営業本部長 平成31年3月 同社退職</p>	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】 日産自動車株式会社に入社後、工場勤務・人事総務等の経験を経た後子会社の役員に就任、豊富な経験と幅広い見識を有しており、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。選任後は当社の監査等委員である取締役として中立のおよび客観的な立場で取締役の業務執行に対する監査・監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 3	たなかひろお 田中豊生 (昭和62年8月13日生)	平成26年12月 弁護士登録 平成27年5月 中小企業診断士登録 令和3年3月 至道法律事務所設立 同事務所パートナー(現任) 令和3年5月 当社社外取締役(現任)	—
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等】</p> <p>弁護士としての豊富な法務知識と中小企業診断士としての経営指導経験を有しており、その知見・経験を現在社外取締役として当社の経営に反映しており、この度監査等委員である社外取締役候補者となりました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、選任後は監査等委員である取締役として中立的および客観的な立場で取締役の業務執行に対する監査・監督等の職務を適切に遂行いただくことを期待しております。また、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、社外取締役候補者であり、かつ篠原 耕治氏は新任候補者であります。
3. 当社は、岡崎 栄一氏および田中 豊生氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を改めて締結する予定であります。
4. 篠原 耕治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、田中 豊生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、篠原 耕治氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
6. 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪府中央区北浜東3番14号
「エル・おおさか」南館5階 南ホール
交通 地下鉄谷町線または京阪電車「天満橋」駅下車
②番出口から徒歩7分



(駐車場の準備はいたしていませんので、
ご了承のほどお願い申し上げます。)

- ※ 1. 新型コロナウイルスへの感染を避けるため、株主のみなさまにおかれましては、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願いいたします。
- ※ 2. 株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。何卒、ご理解をくださいますようお願い申し上げます。